

7-1. かつお・まぐろ類の地域漁業管理機関 (RFMO)

Tunas Regional Fisheries Management Organization



7-2. RFMOにおける主な規制措置



ICCAT(大西洋まぐろ類保存国際委員会)

〈年次会合: 毎年11月開催〉

- ①東大西洋クロマグロの総漁獲可能量(TAC)の削減。
(2009年漁期:22,000t→2010年漁期:13,500t)
- ②保存管理措置に反したクロマグロの輸出入の禁止と、蓄養の監視措置等クロマグロの管理を強化。
- ③運搬船へのオブザーバー乗船による、はえ縄漁船の洋上転載監視制度の導入。
- ④クロマグロに対する漁獲証明制度(CDS)の導入。



WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)

〈年次会合: 毎年12月開催〉

2010年の措置として、

- ①メバチについて、
 - (a)まき網漁業においては、集魚装置を用いた操業の3カ月間禁止、太平洋島嶼国の排他的経済水域に囲まれた公海の禁漁。
 - (b)はえ縄においては、2001～2004年の平均値から漁獲量を20%削減。
- ②クロマグロについて、漁獲努力量を2002～2004年水準より増大させないために必要な措置をとる。



CCSBT(みなみまぐろ保存委員会)

〈年次会合: 毎年10月開催〉

- ①ミナミマグロの総漁獲可能量(TAC)の削減。
(2009年漁期: 11,810t→2010年・2011年漁期: 9,449t×2)
- ②運搬船へのオブザーバー乗船による、はえ縄漁船の洋上転載監視制度の導入。
- ③ミナミマグロに対する漁獲証明制度(CDS)の導入。



IOTC(インド洋まぐろ類委員会)

〈年次会合: 毎年3月開催〉

- ①メバチ、キハダについて、2007年～2011年の間、毎年の実操業隻数を2006年水準に制限。
- ②ビンナガ、メカジキについて、2008年～2011年の間、毎年の実操業隻数を2007年水準に制限。
- ③運搬船へのオブザーバー乗船による、はえ縄漁船の洋上転載監視制度の導入。



IATTC(全米熱帯まぐろ類委員会)

〈年次会合: 毎年6月開催(2010年は10月を予定)〉

メバチ・キハダについて、

- ①まき網漁業においては、2009年は59日、2010年は62日、2011年は73日間の禁漁及び沖合特定区での1ヶ月間の禁漁
- ②はえ縄漁業においては、2007年の漁獲枠から、2009年は4%、2010年は5%、2011年は9%の削減

RFMO合同会合

〈第1回: 2007年1月(神戸)、第2回: 2009年6～7月(スペイン)〉

各RFMOが以下の措置を緊急に採択するよう勧告。

- ①世界的にマグロの漁獲能力(漁船数等)が過剰であるので、これを解決する措置をとる。ただし、沿岸途上国の漁業発展を害しないようこれを実施する。
- ②管理措置を徹底するため、漁船位置管理システム、オブザーバー、漁獲証明制度等の監視取締措置を5つの地域漁業管理機関で統一性を図る。
- ③マグロ漁業で混獲されるサメ、海鳥、海亀について協調した対策をとる。

※2010年1月現在の情報です。

最新の会議結果についてはプレスリリースをご覧ください。